

令和 7 年度 市県民税（国民健康保険税）の申告について

中 津 市

この申告は、令和 7 年度の市県民税や国民健康保険税を決める大切な申告です。申告をしていない人は、所得・課税証明書（各種融資、保育所の入所、公営住宅等の申し込みなどに必要な書類）の発行や国民健康保険税・国民年金などの軽減措置ができません。次の事項に注意して必ず申告をしてください。

1. 申告をしなければならない人

- ① ハガキ（旧中津市の該当者のみ送付）で通知をもらった人
旧町村の方については、ハガキを送付していませんが下記②に該当される方は、必ず申告してください。
- ② ハガキをもらわなかった人の中で、令和 7 年 1 月 1 日現在中津市に在住し、次の事項に該当する人
 - イ. 令和 6 年中に会社等を退職された人
 - ロ. 令和 6 年中に生命保険の満期や土地等の譲渡など、例年と違う特別な収入のあった人
 - ハ. 給与以外の収入のある人で、税務署で確定申告をしなかった人
 - ニ. 2 か所以上から給与を受けた人で、その全てを合計した年末調整を行っておらず、かつ、税務署で確定申告をしなかった人
 - ホ. 給与収入のある人で、勤務先より中津市へ給与支払報告書の提出のない人や雑損控除、医療費控除、寄附金控除を受けようとする人
 - ヘ. 収入が遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、個人年金のみの人で、誰の扶養にもなっていない人、または中津市外の人の扶養になっている人
 - ト. 令和 6 年中に収入がなかった人

2. 申告をしなくてもよい人

ハガキで通知をもらった人でも次の事項に該当する人は、申告をしなくても結構です。

- イ. 税務署で確定申告をした人とその扶養親族
- ロ. 給与収入だけの人で、勤務先より給与支払報告書（年末調整済み）の提出がある人とその扶養親族
- ハ. 公的年金収入だけの人で、

令和 7 年 1 月 1 日現在 65 歳未満ならば年金収入金額が 103 万円以下の人
65 歳以上ならば年金収入金額が 153 万円以下の人

※ただし、上記のハに該当しても扶養している親族がいる人は申告をしてください。

3. 申告に必要なもの

- イ. 全員 … ハガキ（通知をもらわなかった人は結構です）、各控除（雑損・医療費・社会保険料・小規模共済掛金・生命保険料・地震保険料・寄附金控除など）を受けるための領収書又は証明書、障害者手帳など、マイナンバーカード（写しの場合は両面共に必要）・マイナンバーカードを持っていない人はマイナンバー通知カードもしくはマイナンバーが記載された住民票の写しと身分証（運転免許証やパスポート等）の 2 点
 - ロ. 給与や年金収入がある人 … 令和 6 年分の源泉徴収票
 - ハ. 給与や年金以外の収入（営業等・農業・不動産・一時など）がある人
… 収入や必要経費がわかる帳簿や領収書又は証明書（固定資産税納税通知書など）
※給与・年金収入がある場合は、源泉徴収票も持参してください。
 - ニ. 土地などの譲渡所得がある人 … 個人に売買した人は売買契約書、公共機関に売買した人は支払調書など収入のわかるもの及び譲渡で生じた必要経費がわかる領収書
- ◎ 申告の日程については、市報等に記載しています。居住校区もしくは、居住地の支所での申告をお願いします。

市 県 民 税 の 税 率 等 に つ い て

① 所得割

市 民 税		県 民 税	
課 税 標 準 額	税率	課 税 標 準 額	税率
一律	6 %	一律	4 %

※ 実際の税額は、この他に所得税と市県民税の人的控除の差に対応した調整控除が講じられます。

- ②-1 均等割 市 3,000 円 県 1,500 円 （県のうち森林環境税 500 円 ）
- ②-2 森林環境税（国税） 1,000 円

③ 分離課税（譲渡所得）の所得割

項 目		市	県
短期譲渡所得 (所有が5年以下)	(一 般)	5.4%	3.6%
	(軽減所得分)	3.0%	2.0%
長期譲渡所得 (所有が5年超)	(一 般)	3.0%	2.0%
	(優 良) 特別控除後の譲渡益 2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	〃 2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
	(居住用) 特別控除後の譲渡益 6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	〃 6,000万円超の部分	3.0%	2.0%
一般株式等に係る譲渡所得等		3.0%	2.0%
上場株式等に係る譲渡所得等		3.0%	2.0%
上場株式等に係る配当所得		3.0%	2.0%
先物取引所得		3.0%	2.0%

④ 配当控除（税額控除）

課税標準額 種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除（税額控除）

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

⑤ 住宅借入金等特別税額控除（税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年末までの入居に係る住宅借入金特別控除の適用を受けた場合、AからBを控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額。ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額。

A 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額

B 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

⑥ 寄附金控除（税額控除）

対象の寄附金	①都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）（注1） ②住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ③住所地の日本赤十字社の支部に対する寄附金 ④大分県・中津市が条例指定した法人等に対する寄附金
控除対象額	2千円を超える金額（注2）
基本控除額	「（寄附金の合計額－2千円）×10%」を税額控除
①のみ特例控除額 （ふるさと寄附金）	「（都道府県・市区町村に対する寄附金－2千円）×（90%－寄附者の所得税率×1.021（注3））」を税額控除（注4）

注1 日本赤十字社や中央共同募金会の災害義援金も「ふるさと寄附金」になります。

注2 控除対象額の上限は、総所得金額等の30%です。

注3 所得税率は、所得税計算に用いた税率のうち、最も高いもの（限界税率）で計算します。

注4 特例控除額の上限は、市県民税所得割の20%です。

注5 適用には条件があります。詳しくはお問合せください。

※ 控除を受けるには申告が必要です。寄附金の領収書等を添付してください。

ただし、給与所得者等は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用すると確定申告は不要です。

⑦ 非課税の範囲 ※1月1日時点で下記に該当する人には、その年度の住民税は課税されません。

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

(2) 障害者、未成年者（18歳未満）、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人

(3) 均等割の非課税 前年中の合計所得金額が38万円以下の人

※ 扶養親族等を有する場合は、{280,000円×（扶養親族等の数＋1）＋100,000円＋168,000円}

所得・諸控除の種類と内容

(1) 所得金額

所得金額とは、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に得た収入金額から必要な経費を差し引いたものです。
あなたの所得がどの所得に当てはまるかは、次の説明をお読みください。

所得の種類		A. 収入金額		B. 必要経費 C. 特別控除額	
営業等所得		卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、建築業、サービス業などの営業、また医師、弁護士、作家、漁業、外交員などの事業から生ずる収入金額を書きます。		B. 商品原価、租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、修繕費、消耗品費、減価償却費、雇人費などの合計金額です。	
農業所得		農産物の生産、果樹などの栽培、酪農品の生産などの事業から生ずる収入金額を書きます。		B. 種苗費、肥料費、農薬費、飼料費、雇人費、農具・牛馬・果樹などの減価償却費の合計金額です。	
不動産所得		地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金などの収入金額を書きます。		B. 修繕費、減価償却費、火災保険料、固定資産税、借入金の利子などの合計金額です。	
利子所得		国外で支払われる預金等の国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるもの等による収入金額を書きます。		なし	
配当所得		株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用信託を除く）や特定受益証券発行信託の収益の分配などの収入金額を書きます。		B. 株式を買ったり、出資するために借り入れた負債の利子の合計金額です。	
給与所得		報酬、給料、賃金などの収入金額を書きます。		B. 給与所得控除の金額です。	
雑所得 公的年金等		厚生、共済、国民年金、恩給等の収入金額を書きます。 ※遺族、老齢福祉、障害年金等（非課税所得）は除きます。 ※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額額が 1,000 万円を超える場合は 10 万円、2,000 万円を超える場合は 20 万円が控除額から引き下げられます。	年齢区分	①公的年金収入金額	所得額
			65歳以上（1月1日現在） 公的年金等の収入金額の合計額が 1,100,000 円までの場合所得金額はゼロとなります。	3,299,999 円以下	①－1,100,000 円
				3,300,000 円～4,099,999 円	①×75%－275,000 円
				4,100,000 円～7,699,999 円	①×85%－685,000 円
				7,700,000 円～9,999,999 円	①×95%－1,455,000 円
				10,000,000 円～	①－1,955,000 円
			65歳未満（1月1日現在） 公的年金等の収入金額の合計額が 600,000 円までの場合所得金額はゼロとなります。	1,299,999 円以下	①－600,000 円
				1,300,000 円～4,099,999 円	①×75%－275,000 円
4,100,000 円～7,699,999 円	①×85%－685,000 円				
7,700,000 円～9,999,999 円	①×95%－1,455,000 円				
10,000,000 円～	①－1,955,000 円				
雑所得 業務	原稿料、講演料、又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達、シルバー人材センター分配金などの副収入の金額を書きます。		B. 所得を得るために支払った材料費、道具代、交通費などの合計金額です。		
雑所得 その他	生命保険の年金（個人年金）、互助年金など、他の所得に当てはまらない収入金額を書きます。		B. 所得を得るために支払った掛金などの合計金額です。		
総合課税の 譲渡所得	土地、建物以外の機械、器具、備品などの資産を譲渡して得た金額を書きます。		B. 取得費、譲渡費用の合計額です。 C. 50万円（譲渡額が 50 万円まではその金額）		
一時所得	懸賞金品、競馬等の払戻金、払込者本人が受取る満期保険金など一時的な収入金額を書きます。		B. その収入を得るために直接要した金額です。 C. 50万円（50 万円まではその金額）		
短期譲渡所得 長期譲渡所得	土地、建物などを譲渡して得た収入金額を書きます。※所有期間により短期と長期に分かれます。		B. 取得費、譲渡費用の合計額です。 C. 譲渡の種類により特別控除額が異なります。		
株式等の譲渡所得	株式等の譲渡により生じる収入金額を書きます。 ※源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得は、申告不要（申告時に申告した場合は申告分離課税）。		B. 取得費・負債利子などの合計額です。		
先物取引所得	先物取引により生じる収入金額を書きます。				
山林所得	山林を伐採したり、立木のまま譲渡したりすることによって得た収入金額を書きます。		B. 植林費、取得費、譲渡費などの合計金額です。 C. 50万円（50 万円まではその金額）		
退職所得	退職所得、一時恩給、その他の退職によって一時に受ける給与などの収入金額を書きます。	勤続年数	退職所得控除額		
		20年以下	40万円×勤続年数（80万円以下のときは 80 万円）		
		20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）		
		※障がい者になったことで退職した場合は、上記に 100 万円加算する。			
事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（15歳以上）が原則として、1年を通じて6ヶ月を超える期間、事業に従事した場合、次の①か②の低い方の金額が控除されます。※青色申告対象者を除く ② 配偶者の場合 86万円、配偶者以外の場合 50万円 ②（営業等、農業、不動産の各所得の合計額）÷（事業専従者の数＋1）				

※家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例が適用される方は、必要経費（55万円）の最低保証があります。

（他に給与所得を有する場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）

※事業所得（営業等、農業）の必要経費で、住宅と事業用建物（店舗等）を併用している場合の固定資産税、水道光熱費など使用割合に応じ家事分と事業分に按分します。なお、生活費、家事分の水道光熱費、所得税、市県民税などは必要経費に含まれません。

(2) 所得から差し引かれる金額

社会保険料 控除	健康保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、各種共済組合の掛金、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、農業者年金保険料などの支払金額が控除されます。※証明書等を添付又は提示してください。
小規模企業 共済等掛金 控除	小規模企業共済法第2条の2に規定する第一種共済契約に基づく掛け金や地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金の支払金額が控除されます。 ※領収書を添付又は提示してください。 （注意） 旧第二種共済契約に基づく掛金については、生命保険料控除の対象となります。

生命保険料 控除	一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料は下表の金額が控除されます。ただし、控除限度額は7万円です。 ※介護医療保険料は新制度しかありません。保険料や掛金を支払ったことの証明書を添付又は提示してください。						
	新生命保険料の金額（H24年1月1日以後契約）		生命保険料控除額				
	12,000円以下		支払った新保険料の金額				
	12,000円を超え32,000円以下		支払った新保険料の金額×1/2 + 6,000円				
	32,000円を超え56,000円以下		支払った新保険料の金額×1/4 + 14,000円				
	56,000円を超える場合		28,000円				
	旧生命保険料の金額（H23年12月31日以前契約）		生命保険料控除額				
	15,000円以下		支払った旧保険料の金額				
	15,000円を超え40,000円以下		支払った旧保険料の金額×1/2 + 7,500円				
	40,000円を超え70,000円以下		支払った旧保険料の金額×1/4 + 17,500円				
70,000円を超える場合		35,000円					
地震保険料 控除	地震保険料は下表の金額が控除されます。 ※保険料や掛金を支払ったことの証明書を添付又は提示してください。						
	区 分	支払った地震保険料	地震保険料控除額				
	① 地震等損害により保険金（共済金）が支払われる損害保険契約	全額	支払った地震保険料の金額の1/2 （最高25,000円）				
	② 旧長期損害保険契約 H18年12月31日までに締結した契約で満期返戻金があり 保険期間が10年以上	5,000円以下の場合	支払った金額				
		5,000円を超え15,000円以下	支払った保険料の合計額×1/2 + 2,500円				
③ 両方ある場合	15,000円を超える場合	10,000円					
①+②の合計額（最高25,000円）							
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族に障がい者がいる場合に次の金額が控除されます。 特別障害 … 30万円 普通障害 … 26万円 同居特別障害… 53万円 ※障害者手帳等を提示してください。 ※特別障害とは身体障害1・2級、精神障害1級、療育手帳「A」の人などです。						
ひとり親・ 寡婦控除	令和3年度より改正が行われ、「特別の寡婦」・「寡夫」が「ひとり親」に変わり、「寡婦」の要件も変更になりました。 ・ひとり親とは、次の人をいい、30万円が控除されます。（住民票に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。） 婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する人で、合計所得500万円以下の人 ・寡婦とは、次の人をいい、26万円が控除されます。（住民票に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。） 夫と死別した後、婚姻していない人や夫が生死不明などの人、又は、夫と離婚した後婚姻していない人で、合計所得金額等が48万円以下の生計を同じにする子以外の扶養親族がある人で、合計所得が500万円以下の人						
勤労学生控除	勤労学生とは給与所得等があり、合計所得が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の人をいい、26万円が控除されます。						
配偶者・ 扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者及び親族のうち16歳以上（H21年1月1日以前生まれ）で、合計所得が48万円以下で、事業専従者控除の対象でない人を扶養している場合、次の表の金額が控除されます。						
	区分	配 偶 者		扶 養 親 族			
		一 般	老 人	一 般	特 定	同居老親等	老 人
控除額		33万円	38万円	33万円	45万円	45万円	38万円
※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。 ※上記の配偶者控除額は、納税義務者の合計所得金額が900万円以下の場合の控除額です。900万円超950万円以下は控除額の2/3、950万円超1,000万円以下は控除額の1/3となり、1,000万円を超えた場合には控除はありません。 ※老人とは、70歳以上の人（S30年1月1日以前生まれ） ※特定とは、19歳以上23歳未満の人（H14年1月2日～H18年1月1日以前生まれの人） ※同居老親等とは、老人扶養親族のうちあなた又はあなたの配偶者の直系尊属（父母、祖父母等）で同居している人							
配 偶 者 特 別 控 除	あなたと生計を一にする配偶者を有し、その配偶者が事業専従者控除の対象でなく、配偶者の所得金額が48万円を超える場合、次の表の金額が控除されます。						
	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	
	480,001～1,000,000	33万円	1,100,01～1,150,000	21万円	1,250,001～1,300,000	6万円	
	1,00,001～1,050,000	31万円	1,150,001～1,200,000	16万円	1,300,001～1,330,000	3万円	
	1,050,001～1,100,000	26万円	1,200,001～1,250,000	11万円	1,330,001以上	0円	
※上記の配偶者特別控除額は、納税義務者の合計所得金額が900万円以下の場合の控除額です。900万円超950万円以下は控除額の2/3、950万円超1,000万円以下は控除額の1/3となり、1,000万円を超えた場合には控除はありません。							
所得金額 調整控除	給与所得控除及び公的年金等控除、基礎控除の見直しに伴い、負担が増えないようにする2種類の所得金額調整控除が創設されました。 ① 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除 （控除額＝給与等の収入金額（上限1,000万円）－850万円）×10％ 給与等の収入金額が850万円（給与所得控除の上限）を超え、以下いずれかに該当する場合 （ア）本人が特別障害者、（イ）特別障害者の同一生計配偶者又は扶養親族がいる、（ウ）23歳未満の扶養親族がいる ②給与と年金の双方の所得を有する者に対する調整控除 （控除額＝〔給与所得（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得（上限10万円）〕－10万円 以下の条件を満たす場合に適用されます。 （ア）給与所得と公的年金等に係る雑所得がある給与所得者、（イ）（ア）の合計額が10万円を超える						
	災害・盗難・横領による損失が生じた場合、次のいずれかの多い方の金額が控除されます。※証明書及び明細書を添付してください。 ①（損害金額－保険金等により補てんされた金額）－（総所得金額等×10％） ②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－5万円						
医療費控除	医療費及び介護費等に要する費用のうち、次の金額が控除されます。 （医療費等の総額－保険金等により補てんされる金額）－〔（総所得金額等×5％）又は（10万円）のいずれか低い方の金額〕 ※ただし、控除限度額は200万円 ※医療費控除を受けるには、領収書をもとに医療費控除の明細書を記入し、提出してください。提出の際、領収書の添付は必要ありませんが、税務署から提出を求められる場合があるので必ず自宅にて5年間保存してください。						
基礎控除	430,000円が控除されます。所得金額に応じて、逡減されます。						